

平成27年度保険料率に関する広報について

資料5

広報の方針

- 平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率については、平成27年度政府予算案の編成が遅れたことから、保険料率の改定時期も例年に比べて一カ月遅れる見通しであることを確実に周知する。
- 激変緩和率の引上げにより都道府県単位保険料率が変更となる場合、支部によって、保険料率が上がる、下がる、据置きのパターンが混在することから、加入者・事業主の方々へ積極的かつ細やかに広報する必要がある。

※5月納付分から改定する前提

平成27年1月

2月

3月

4月

ホームページ
メールマガジン

【1月下旬～2月上旬】 料率改定遅れを告知
【2月下旬】 料率の見通しを告知

料率認可

【3月上旬～】
料額表掲載
料率についてわかりやすく説明

<関係団体等>
都道府県・市区町村・
事業主訪問等

【3月上旬～】
◆事業主・事業主団体、健康保険委員の集まる機会を活用した
きめ細かな説明
◆都道府県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会等関係
団体の広報誌への掲載依頼
◆地方紙への記事掲載のための情報提供(投込み、など)

加入者・事業主
任意継続加入者
へのお知らせ

2月納入告知書
へチラシ同封

3月納入告知書
へ料額表同封

◆料率改定遅れを広報

事業所・任継加入者
へリーフレット直送

各支部での各種広報

ポスター掲示

新聞広告
掲載